

I. 『東醫寶鑑』と韓国韓医学の歴史について」慶熙大学校韓医科大学医史学教室 金南一教授
 II. 「朝鮮総督府の医療・衛生政策—韓医学関連資料を中心に」一橋大学大学院言語社会研究科韓国学研究中心 李圭洙教授
 III. 「韓国の食治伝統」韓国韓医学研究院学術主任 安相佑
 IV. 『鍼灸病証学』に引用された『東醫寶鑑』について「一経絡治療への影響第1報」順天堂大学大学院医史学研究室 吉田和裕
 V. 「歴史は飲食を変え、飲食は歴史を造った—日本の肉食と戦国武将の食術」慶熙大学校韓医科大学史学科講師の尹誠翊の順に報告されました。

講演者、参加された方は研究者が中心で、ほとんどが韓国人、数人の日本人と中国人で、実に国際色豊かな顔ぶれでした。発表及び質問も韓国語や中国語、そして日本語という流れで、日本にお

いて、これほど他言語での会話が展開され、ここは一体何処なのか、この空間だけがなぜか日本ではなく異国にいるような錯覚に陥り、印象深いものでした。

学会は、予定よりも時間をオーバーして終了し、発表者と参加者合同で記念撮影がありました(写真)。

その後の懇親会では、フィールドの異なる専門家の方々との新たな出会いもあり、大変有意義な時間を過ごすことができました。このような学会は、大規模ではありませんが、各分野の研究者との興味深い議論を交わすことで、新たな知見を得ることができました。今回、改めて学会の大切さに気付かされ、今後も国際学術シンポジウムなどで積極的に発表や交流の場を設けていきたいと強く感じることとなりました。

例会記録

日本医史学会 3・4・6月例会
 中止

例会抄録

江戸時代の医療とジェンダー～「女医師」を中心に

鈴木 則子

従来の研究史の中で、江戸時代の女性医師の活動は楠本イネなどごく少数の著名人をのぞいて、ほとんど注目されることがなかった。だが報告者は江戸時代の庶民医療の中で女性医師が一定の位置を占めていたと考えており、この問題についてこれまでも論文や口頭発表を通じて論じてきた(第119回日本医史学会総会・学術大会報告「江戸時代における大坂の女医」(2018年6月)など)。今回の報告では、「女医師」と呼ばれた女医の活

動に焦点を絞り、その活動の実態と江戸時代の人々の認識について検討を加えた。

一般的に「女医師」=こおろし婆というイメージが存在するが、史料を確認していくとこのイメージは東日本特有のものである。たとえば山東京山作・池田英泉画『北里花雪白無垢』(文政5年(1822))の挿絵では、女医者の診療所の門口に「女いしや 流水」「朔日丸」の文字が見える。

だが上方の史料では「女医師」という言葉は、

単に女医という意味で使用されていた。井原西鶴『好色一代女』(貞享3年(1686))の挿絵には、京都の女性眼科医の門口に「女医者」の看板が出ており、江島其磧『世間娘容気』(享保2年(1717))では、商家の娘の労咳治療に「女医者」が呼ばれている。幕末の嘉永5年(1852)発行の大坂医師番付「浪花当時発行町請名医集」でも、女性医師4名が「女医師名家」として掲載される。上田秋成『肝大小心録』(文化5年(1808))の「難波に子をおろす女の医士あり」という表現も、世間一般に「女の医士」が子堕ろし業と同義であると認識されていたわけではないからである。

このような東西の「女医師」認識の地域差を確認した上で、今回は東日本の「女医師」について考察した。紙幅の関係で、ここでは天保13年(1842)、天保改革下の江戸で出された、「女医師」の墮胎禁止令「女医師之儀ニ付御触」(『徳川禁令考』)と、この触を作る過程を記した史料「墮胎御禁止一件」(『市中取締類集』)に関する分析の概略のみ記す。

「墮胎御禁止一件」からは老中水野忠邦、江戸町奉行鳥居忠耀・遠山景元、隠密廻、町名主それぞれの「女医師」認識と、さらには「女医師」の活動実態が見て取れる。

為政者側である老中・町奉行・隠密廻は、基本的には「女医師」とは中條流を学び、経水滯治療と分娩介助を業務とする者と認識しており、風俗取り締まりのためには「女医師」の墮胎行為のみ禁じ、経水滯治療に専念させれば足りると考えている。ところが町名主は、「女医師」は墮胎のみ行う者で、このような仕事をする者がいるから風紀が乱れるので、「世上にこれなく候共差し支え候向きもこれあるまじき」と、全面的に営業禁止にすべきだと主張した。

町名主が奉行所に提出した「女医師」17名のリストを見ると、姓が同じであったり、名前の一字が共通していたりと、「女医師」の間に師弟関係があることをうかがわせる。ここから彼女たちは、師匠のもとに弟子入りして中條流を学んだ医者であったことが想定される。中條流は産婦人科医療であるから、月経不順治療の他、当然病気の産婦や難産を救うために、墮胎もその施術の範疇とする。その意味ではむしろ、いかなる場合も墮胎を禁ずる、江戸後期に起こった賀川流産科のほうが、産科医学としては特異である。

最終的に幕府が「女医師之儀ニ付御触」において町名主の意見を採用することなく、「女医師」の営業を全面的に停止せずに「血の道」治療を継続させたのは、少子化のくい止めが当時の大きな政治的課題であったことと関係していよう。

そもそも前近代の産婦人科医学書は、妊娠出産に関連した事項しか扱わない。産婦人科医学の関心は女性身体全般にあるのではなく、あくまでも出産する機能に限定されていて、産婦人科医学に対する社会的要請もそこにあった。家業とともに出産という側面からも「家」継続を担っていた庶民女性たち自身も、そのような産婦人科医療を求めていただろう。これは、江戸時代から近代にかけて、「血の道」治療をうたった婦人科売薬広告の豊富さからもうかがうことができる。

このように見てくると、東日本の「女医師」とは、庶民女性にとっては産むことはもちろん、「産まない」という選択肢をも受け入れてくれる身近な医療提供者であり、為政者にとっても女性の「妊娠する身体」をサポートする役割を果たす、必要な存在であったといえよう。

(令和2年1月例会)